

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会次第

日 時 平成27年5月24日（日）

午後1時から

場 所 印西地区環境整備事業組合

3階 大会議室

1 委嘱式（施設整備基本計画検討委員会と合同）

次 第	資 料	頁
1. 開会		
2. 委嘱式	施設整備基本計画検討委員名簿	1
	地域振興策検討委員名簿	2
3. 組合管理者あいさつ		
4. 委員自己紹介		
5. 組合職員等の紹介	担当職員等名簿	3
6. 次期中間処理施設整備事業の経過について	次期中間処理施設整備事業の経過	4
	用地検討委員会による審査結果等	5
	建設候補地の選定結果	10
	ごみ処理基本計画（抜粋）	15
7. 諮問書について	施設整備基本計画諮問書（写）	22
	地域振興策諮問書（写）	24
8. 閉会		

— 休憩（会議場設営） —

2 次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会第1回会議

次 第	資 料	頁
1. 開会		
2. 委員長及び副委員長の選任		
3. 関係法規について	附属機関条例	26
	附属機関条例施行規則	30
	組織細則	32
	運営細則（案）	34
	専門部会要綱（案）	36
	会議傍聴遵守事項（案）	39
4. 今後のスケジュールについて	検討委員会運営予定スケジュール	41
5. 会議の運営について	会議の運営（案）	42
6. その他		
7. 閉会		

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会
委員名簿

(平成27年5月24日現在)

附属機関条例及び組織細則に基づく規定			委員情報（敬称略・委員構成の詳細毎50音順）			
委員構成	委員構成の詳細		定数	職	氏名	備考
					ふりがな	
学識経験を有する者	検討委員会の担任する事務に関する学識経験を有する者		3人以内		大迫 政浩	おおさこ まさひろ 国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター センター長
					河邊 安男	かわべ やすお 一般財団法人 日本環境衛生センター 理事 福島環境技術支援室 室長
					長谷川 雅美	はせがわ まさみ 学校法人 東邦大学 理学部生物学科 地理生態学研究室 教授
公募による関係市町の住民	応募者から提出のあった小論文等により選考した住民	印西市	1人		竹内 仁	たけうち じん
		白井市	1人		原 慶雄	はら よしお
		栄町	1人		山崎 茂	やまざき しげる
管理者が必要と認める者	建設候補地の周辺住民		3人以内		酢崎 健治	すざき けんじ 印西市吉田区
					宮内 弘行	みやうち ひろゆき 印西市吉田区
合計			9人以内			

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会
委員名簿

(平成27年5月24日現在)

附属機関条例及び組織細則に基づく規定			委員情報（敬称略・委員構成の詳細毎50音順）				
委員構成	委員構成の詳細		定数	職	氏名	備考	
					ふりがな		
学識経験を有する者	検討委員会の担任する事務に関する学識経験を有する者		3人以内		加藤 文男	かとう ふみお	株式会社ちば南房総 取締役
					福川 裕一	ふくかわ ゆういち	国立大学法人 千葉大学 名誉教授
					政所 利子	まんどころ としこ	株式会社玄 代表取締役
公募による関係市町の住民	応募者から提出のあった小論文等により選考した住民	印西市	1人		黒須 良次	くろす りょうじ	
		白井市	1人		渡邊 忠明	わたなべ ただあき	
		栄町	1人		小野 明	おの あきら	
管理者が必要と認める者	建設候補地の周辺住民		3人以内		大谷 芳末	おおたに よしまつ	印西市吉田区
					齋藤 敏美	さいとう としみ	印西市吉田区
合計			9人以内				

印西地区環境整備事業組合 次期中間処理施設整備事業 平成26年度までの経過

年度	経緯
昭和61年度	印西クリーンセンター稼働開始（1・2号炉、粗大ごみ処理施設）
平成5年度	温水センター運営開始
平成8年度	地域冷暖房システムへの余熱（蒸気）供給開始
平成10年度	3号焼却炉増設工事竣工
平成11年度	印西地区一般廃棄物最終処分場業務開始
平成20年度	現在地内の建替用地（テニスコート部）での次期施設整備を管理者・副管理者に説明する。 組合議会及び関係市町村議会から、現在地ありきではなく、他の場所も検討すべきとの意見が示される。
平成21年度	次期中間処理施設整備検討委員会（以下「施設整備検討委員会」）を設置する。 組合関係市町村より5箇所が抽出され、現在地を加えた計6箇所を比較検討地とする。 （印西市：8住区、9住区、現在地 白井市：平塚 印旛村：岩戸 本埜村：みどり台三丁目） 市町村合併により組合関係市町が印西市、白井市及び栄町の3団体となる。
平成22年度	施設整備検討委員会が、比較検討地における評点合計の上位3箇所を管理者へ報告する。（8住区、9住区、現在地） 管理者・副管理者会議にて、上位3箇所を候補地とすることで決定する。 印西市より、上位3箇所のうち9住区又は現在地が望ましいとの回答がある。
平成23年度	管理者・副管理者会議にて、9住区がより望ましいと合意し、建設予定地として決定する。 建設予定地を9住区とした住民説明会を計11回開催する。
平成24年度	板倉新印西市長が管理者に就任 印西市長から管理者へ、「現計画の白紙撤回」が申し入れされる。 次期中間処理施設整備事業用地検討委員会（以下「用地検討委員会」）を設置する。
平成25年度	用地検討委員会が、候補地選定方法に関する中間答申書を管理者へ提出する。 用地検討委員会が、候補地を広く募集し6箇所の応募を受理する。 （岩戸地区、草深地区、滝地区、武西地区①、武西地区②、吉田地区） ※後に草深地区と武西地区①は辞退
平成26年度	用地検討委員会が、最終的な応募地4箇所に現在地を加えた5箇所を候補地として位置付け、比較評価する。 用地検討委員会が、候補地の比較評価結果に関する最終答申書を管理者へ提出する。 管理者・副管理者会議（建設候補地選定会議）にて、吉田地区を建設候補地として選定する。 吉田区と組合が基本協定を締結する。（吉田地区を建設候補地として決定したことを確認し、両者の役割等を定める）

用地検討委員会による1次審査結果

1次審査:用地条件の確認

※1次審査は全ての候補地を2次審査に進めることで決した。

No.	確認項目	条件	岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地	備考	
1	面積要件	2. 5ha (25, 000㎡)程度とする。 ※防災調整池が必要な場合は2.5ha以上の面積が必要となる可能性もある。	約2.4ha (23,782㎡)	約2.4ha (24,451㎡)	約2.5ha (25,406㎡)	約2.6ha (26,125㎡)	約2.5ha (24,968㎡)	*1 岩戸地区、滝地区は、2.5haまで及ばないが、候補地内に現在地の清掃工場、管理棟、煙突及び建替用地を配置することで施設の設置が可能と判断する。なお、詳細設計においては、擁壁などの整備も考慮した造成計画を立案する。	
		地目面積	宅地	-	-	-	-		約2.5ha
			畑	-	-	約0.8ha	約1.7ha		-
			山林	約2.4ha	約2.3ha	約1.7ha	約0.9ha		-
	原野		-	約0.1ha	-	-	-		
土地形状がいびつで施設の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は除外する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし			
判定		○ *1	○ *1	○	○	○			
2	洪水浸水地域	洪水によって浸水する地域を除外する。	浸水地域外	浸水地域外	浸水地域外	浸水地域外	浸水地域外		
	判定		○	○	○	○	○		
3	自然公園法で規定する公園	自然公園法で規定する県立自然公園を含む用地を除外する。	公園区域外	公園区域外	公園区域外	公園区域外	公園区域外		
	判定		○	○	○	○	○		
4	その他 右記 (i)~(vi) など、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地を除外する。 ※2次審査以降であっても、右記事項が判明した場合は除外する。	(i) 活断層を含む土地	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		
		(ii) 大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		
		(iii) アクセス道路(幅員7m以上を想定)の確保が極めて困難な土地	該当なし *2	該当なし	該当なし	該当なし *2	該当なし	*2 岩戸地区、吉田地区は、既存の幹線道路に接していないことからアクセス道路の確保が必要となるが、直近に既存の幹線道路が整備済み若しくは印西市における幹線道路整備計画があること及びアクセス道路ルートを選択肢は複数であることから、現時点では左記の条件に該当しないものとする。 (候補地から当該幹線道路までの最短距離 岩戸地区:約200m、吉田地区:約235m)	
		(iv) 敷地境界の確定が困難な土地	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	本件の具体的な確認は今後の作業となるが、現時点では左記の条件に該当しないものとする。なお、全ての候補地における各土地は、用地買収の際、隣接地との境界確定が必須となる分筆が伴わないことから、公簿面積による買収が可能である。	
		(v) 所有権以外の各種権利の解除が困難な土地	該当なし	該当なし	該当なし *3	該当なし *3	該当なし	*3 武西地区の土地のうち1筆と吉田地区の土地のうち1筆に、それぞれ所有権移転請求権が仮登記されているが、関係者が所有する書類の確認及びヒアリングにより、用地買収時に当該請求権の抹消が可能であることを把握した。よって、左記の条件に該当しないものとする。	
		(vi) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地、または、用地検討委員会が設置された平成25年2月7日以降に当該暴力団及び暴力団員等から所有権移転した土地であることが判明した場合は除外する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
判定		○	○	○	○	○			

用地検討委員会による2次審査結果

2次審査:100点からの減点評価(施設の建設・運営に適さない用地を評価する視点)

※2次審査は全ての候補地を3次審査に進めることで決した。

No.	最大減点	大項目	最大減点	小項目	評価の考え方	減点					現在地	評価基準	
						岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地			
5	-35点	生活環境の保全	-30点	地域住民の日常生活への影響	地域住民の日常生活への影響が懸念される候補地を減点。	住宅	0点	-	-	-	-	-	300m以内に住宅がない。
							-5点	-5	-	-	-5	-5	100m以内に住宅がなく、100m超から300m以内に住宅がある。
							-10点	-	-10	-10	-	-	100m以内に住宅がある。
						学校等	0点	-	0	-	0	0	300m以内に「学校」、「保育所」、「図書館」のいずれもない。
							-5点	-5	-	-	-	-	100m以内に「学校」、「保育所」、「図書館」のいずれもなく、100m超から300m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。
							-10点	-	-	-10	-	-	100m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。
						病院等	0点	0	0	-	0	-	300m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもない。
							-5点	-	-	-	-	-	100m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもなく、100m超から300m以内に「病院」又は「診療所」又は「特別養護老人ホーム」がある。
							-10点	-	-	-10	-	-10	100m以内に「病院」又は「診療所」又は「特別養護老人ホーム」がある。
6		-5点	地域景観への影響	地域景観への影響が懸念される候補地を減点。(総合的な評価)	0~-5点	-1	-3	-3	-1	-2	総合的な評価に当たって想定する着目点 歴史的・文化的景観、景勝地としての景観及び市街地景観等への影響。 (全委員の評点平均)		
7		-10点	里地里山の保全	里地里山の保全への影響が懸念される候補地を減点。(総合的な評価)	0~-10点	-10	-10	-7	-4	0	総合的な評価に当たって想定する着目点 森林、草原、ため池、湧水、それらと混在する農地及び行政等による保全活動等の状況。 (専門家のレポートに準拠して評価)		
8	-25点	自然環境等の保全	-5点	生物多様性の保全	貴重種が分布または猛禽類の高利用域である可能性が高い候補地を減点。	0点	-	-	-	-	0	候補地内に貴重種が分布または猛禽類の高利用域である可能性が低い。 (専門家のレポートに準拠して評価)	
						-5点	-5	-5	-5	-5	-	候補地内に貴重種が分布または猛禽類の高利用域である可能性が高い。 (専門家のレポートに準拠して評価)	
9			-10点	地球温暖化防止	収集運搬車の排出ガス(温室効果ガス)の抑制に不利な候補地を減点。	0~-10点	-10	-9	-9	-10	-9	収集運搬車による温室効果ガスの発生量が最多の候補地を「-10点」とし、他の候補地は点数を比例配分する。-10点×(当該地における温室効果ガス発生量/最多の温室効果ガス発生量)※小数点以下第1位を四捨五入し整数とする。	
10	-25点	法規制	-20点	各種規制の状況	各種の規制を受ける候補地を減点。	航空規制	0点	0	0	0	0	0	高さ制限がない。または、高さ制限があっても100m以上の煙突設置が可能。
							-3点	-	-	-	-	-	高さ制限はあるが、60m以上100m未満の煙突設置が可能。
							-5点	-	-	-	-	-	高さ制限により60m未満の煙突設置しか出来ない。
						埋蔵文化財包蔵地	0点	0	0	-	-	0	候補地内に調査対象となる埋蔵文化財包蔵地がない。
							-3点	-	-	-	-	-	候補地内の50%未満が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。
							-5点	-	-	-5	-5	-	候補地内の50%以上が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。
						農川地区	0点	0	0	0	0	0	候補地内に農用地区がない。
							-3点	-	-	-	-	-	候補地内の50%未満が農用地区。
							-5点	-	-	-	-	-	候補地内の50%以上が農用地区。
						生産緑地地区	0点	0	0	0	0	0	候補地内に生産緑地地区がない。
							-3点	-	-	-	-	-	候補地内の50%未満が生産緑地地区。
							-5点	-	-	-	-	-	候補地内の50%以上が生産緑地地区。
11			-5点	用途地域の適合	都市計画法で規定する工業系及び市街化調整区域以外の用途地域を減点。	0点	0	0	0	0	-	準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域。	
						-5点	-	-	-	-	-5	第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、第1種及び第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域。	
12	-15点	地盤の安定性	-10点	液状化予測地域	液状化が懸念される候補地を減点。	0点	0	0	0	0	-	候補地内は液状化対象外である。	
						-5点	-	-	-	-	-5	候補地内に液状化がしやすい土地がなく、ややしやすい土地がある。	
						-10点	-	-	-	-	-	候補地内に液状化がしやすい土地がある。	
13			-5点	地形の状況	土砂災害が懸念される候補地を減点。	0点	0	0	0	0	0	候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がない。	
						-5点	-	-	-	-	-	候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がある。	
減点評価結果(最大 -100)							-36	-37	-59	-30	-36		
2次審査の評価順位							2	4	5	1	2		

用地検討委員会による3次審査結果

3次審査:100点までの加点評価(より良い施設となり得る用地を評価する視点)

No.	最大加点	大項目	最大加点	小項目	評価の考え方	加点	岩戸	滝	武西	吉田	現在地	評価基準
							地区	地区	地区	地区		
14	40点	周辺住民の理解度・協力度	40点	周辺住民の理解度・協力度の状況	周辺住民の理解度・協力度が高い候補地が望ましい。(総合的な評価)	0~40点	9	6	7	27	7	総合的な評価に当たって想定する着目点 周辺住民意見交換会などにより用地検討委員会が把握した次の状況。①応募者及び町内会・自治会等が行った周辺住民意見の集約方法(アンケート実施及び会議開催等)、②周辺住民の中間処理施設に対する情報把握の正確さ、③周辺住民の中間処理施設に対する理解の深さ、④周辺住民の誘致意欲の高さ、⑤周辺住民の賛成の程度(反対者の割合、反対の理由及び反対の強さも確認)、⑥周辺住民と今後も継続協議が出来る状況か否か。また、その程度、⑦町内会・自治会等の同意書の有無等。 (全委員の評点平均)
15	30点	経済性	30点	概算事業費	用地取得費用、基盤整備費用及建設費用の合計が安価な候補地が望ましい。	0~30点	29	29	29	29	30	概算事業費が最も安価な候補地を「30点」とし、他の候補地は点数を比例配分する。 30点×最も安価な概算事業費/(当該地における概算事業費) ※小数点以下第1位を四捨五入し整数とする。
16	30点	地域社会貢献	30点	地域活性化への寄与	地域活性化への寄与が高い候補地が望ましい。(総合的な評価)	0~30点	17	19	19	19	20	総合的な評価に当たって想定する着目点 排熱利用、ごみ焼却施設の利用形態(環境学習・福祉関連・情報発信)、防災機能及び地域振興(雇用創出を含む)に関する効果、優位性及び将来性。 (全委員の評点平均)
加点評価結果(最大100)							55	54	55	75	57	
3次審査の評価順位							3	5	3	1	2	

用地検討委員会による順位付

2次審査の評価点に3次審査の評価点を加えた合計点で順位付けを行った。

区分		岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地	備考
2次審査結果 減点評価(施設の建設・運営に適さない用地を評価する視点)		-36	-37	-59	-30	-36	生活環境の保全、自然環境等の保全、法規制及び地盤の安定性の項目で減点評価した。
A	100点から減点後の点数	64	63	41	70	64	
B	3次審査結果 加点評価(より良い施設となり得る用地を評価する視点)	55	54	55	75	57	周辺住民の理解度・協力度、経済性及び地域社会貢献の項目で加点評価した。
A+B	総合審査結果	119/200	117/200	96/200	145/200	121/200	
総合順位		3	4	5	1	2	

用地検討委員会による候補地の記述評価（建設候補地の検討における留意点）

岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地
3位（119／200点）	4位（117／200点）	5位（96／200点）	1位（145／200点）	2位（121／200点）
<p>【主な特性】 ①評価小項目No.5の「地域住民の日常生活への影響」の評価は-10/30点で、日常生活への影響は比較的少ないと評価したが、敷地境界から約280mに組合が管理する最終処分場及び同じく約265mに民間の産業廃棄物中間処理場（木質系廃材の破碎処理）が立地していることから、事業効率で優位な点を一部有するものの、廃棄物関係施設の偏在化に拍車がかかるものと考えられる。②評価小項目No.14の「周辺住民の理解度・協力度の状況」の評価についても9/40点と低い。</p> <p>【その他の特性】 候補地の全域が樹林地であることから、里地里山の保全に関する影響が大きい。</p> <p>【課題等】 本候補地を建設候補地として決定する場合、①周辺住民等への十分な説明及び折衝等が求められると考えられる。②本候補地に隣接する幹線道路がないことから、アクセス道路の整備が必須（既存の幹線道路まで最短約200m）となることと合わせ、防災調整池からの雨水排水の関係で、地区外水路整備が必要となる可能性を有する。</p>	<p>【主な特性】 ①評価小項目No.5の「地域住民の日常生活への影響」の評価は-10/30点で、日常生活への影響は比較的少ないと評価したが、敷地境界から至近距離（約40m）に戸建住宅が立地する。②評価小項目No.14の「周辺住民の理解度・協力度の状況」の評価についても6/40点と低い。③周辺町内会の滝野自治会連合会から反対を趣旨とする請願書（署名2,690人）が用地検討委員会のほか関係機関に提出されている。</p> <p>【その他の特性】 ①敷地境界から300m内に千葉ニュータウン地区の戸建住宅が立地する（既に譲受人が決定している戸建住宅用地もある）。②候補地の全域が樹林地であることから、里地里山の保全に関する影響が大きい。</p> <p>【課題等】 本候補地を建設候補地として決定する場合、①周辺住民等への十分な説明及び折衝等が求められると考えられる。②防災調整池からの雨水排水の関係で、地区外水路整備が必要となる可能性を有する。</p>	<p>【主な特性】 ①評価小項目No.5の「地域住民の日常生活への影響」の評価は-30/30点で、日常生活への影響が最も大きいと評価した。②評価小項目No.14の「周辺住民の理解度・協力度の状況」の評価についても7/40点と低い。</p> <p>【その他の特性】 ①敷地境界から100m内に千葉ニュータウン地区の戸建住宅計画がある。②候補地面積の約70%が樹林地であることから、里地里山の保全に関する影響が比較的大きい。③候補地面積の約85%が埋蔵文化財包蔵地である。</p> <p>【課題等】 本候補地を建設候補地として決定する場合、①周辺住民等への十分な説明及び折衝等が求められると考えられる。②防災調整池からの雨水排水の関係で、地区外水路整備が必要となる可能性を有する。</p>	<p>【主な特性】 ①評価小項目No.5の「地域住民の日常生活への影響」の評価は-5/30点で、日常生活への影響が最も少ないと評価した。②評価小項目No.14の「周辺住民の理解度・協力度の状況」の評価についても27/40点と全候補地中最も高く、更には候補地が属する地元町内会である吉田区からは、事業の受け入れに関する同意書が提出された。③また、候補地の募集要項に記載した求めに応じ、吉田区から唯一、地域振興策の具体的な提案が書面で提出されたが、評価小項目No.16の「地域活性化への寄与」の評価（全委員の平均点）は、全候補地の平均点程度にとどまった。これは、アクセス環境等が良好ではない場合、地域振興に資する施設の利用者数及び受益者数の増が期待出来ないことが理由であると考えられる。</p> <p>【その他の特性】 ①候補地面積の約65%が畑であることから、里地里山の保全に関する影響が比較的少ないものの、②当該畑の全域が埋蔵文化財包蔵地である。</p> <p>【課題等】 施設整備計画が明確化されていない現状で地元町内会から同意書が提出されたことは特筆すべき優位点であり、また、候補地の応募に同意した全28人の土地所有者の内、21人が地元町内会の吉田区に現住していることも含め、本候補地を建設候補地として決定する場合、以後、円滑な事業推進が大きく期待出来るものと考えられる。 ただし、少数意見を尊重する観点及び周辺町内会の松崎区における「周辺住民の理解度・協力度の状況」の評価が低いことを勘案した適切且つ慎重な対応が求められると考えられる。 また、本候補地に隣接する幹線道路がないことから、アクセス道路の整備が必須（印西市の計画幹線道路まで最短約235m）となることと合わせ、防災調整池からの雨水排水の関係で、地区外水路整備が必要となる可能性を有する。</p>	<p>【主な特性】 ①評価小項目No.5の「地域住民の日常生活への影響」の評価は-15/30点で、日常生活への影響は中程度と評価したが、敷地境界から300m内に高層集合住宅が立地する。②評価小項目No.14の「周辺住民の理解度・協力度の状況」の評価についても7/40点と低い。③周辺住民から反対を趣旨とする請願書（署名727人）及び中央駅北地区自治会町内会連絡会会長有志からも反対を趣旨とする要望書（署名13人）が用地検討委員会のほか関係機関に提出されている。</p> <p>【その他の特性】 ①本候補地は唯一、住居系の用途地域（第2種住居地域）に位置する。②里地里山及び生物多様性への減点要素がない。③液状化の注意喚起箇所（液状化がややしやすい）である。④本候補地周辺は、千葉ニュータウンの中心地として、今後も都市機能の発展が予想される。</p> <p>【課題等】 本候補地を建設候補地として決定する場合、周辺住民等への十分な説明及び折衝等が求められると考えられる。</p>
<p>【周辺住民意見交換会等で寄せられた住民意見の内、今後、住民に対し、事業主体として十分な説明が必要であると考えられる普遍的な意見】</p> <p>①印西地区では、一般的に迷惑施設と認識される公共施設の多く（印西クリーンセンター、最終処分場、印西斎場、印西霊園等）が印西市内に偏在しており、不公平を感じる。</p> <p>②建設地周辺における不動産価格の低下、健康被害及び農作物への実害（風評被害を含む）を懸念する。</p> <p>③建設地周辺におけるごみ収集車の通行増に伴う排ガス、渋滞及び事故等を懸念する。</p> <p>（以下は、現在地以外を建設候補地として決定する場合に、十分な説明が必要であると考えられる事項）</p> <p>④現在地で操業する印西クリーンセンターは長期的視点で決定された都市計画に基づく公共施設であり、既に建替用地を保有しているにも関わらず、何故現在地で次期中間処理施設を整備しないのか疑問を感じる。</p> <p>⑤豊かな自然環境（里地里山）の破壊を懸念する。</p>				

次期中間処理施設の建設候補地の選定結果

確認項目	岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地
①用地検討委員会から提出のあった最終答申書における審査結果 ※詳細は別紙の「用地検討委員会による候補地の記述評価」を参照	1次審査(用地条件の確認) 全ての用地条件を満たす。	1次審査(用地条件の確認) 全ての用地条件を満たす。	1次審査(用地条件の確認) 全ての用地条件を満たす。	1次審査(用地条件の確認) 全ての用地条件を満たす。	1次審査(用地条件の確認) 全ての用地条件を満たす。
	2次審査(減点評価) 64/100点	2次審査(減点評価) 63/100点	2次審査(減点評価) 41/100点	2次審査(減点評価) 70/100点	2次審査(減点評価) 64/100点
	3次審査(加点評価) 55/100点	3次審査(加点評価) 54/100点	3次審査(加点評価) 55/100点	3次審査(加点評価) 75/100点	3次審査(加点評価) 57/100点
	総合審査結果(2次・3次の合計点) 119/200点	総合審査結果(2次・3次の合計点) 117/200点	総合審査結果(2次・3次の合計点) 96/200点	総合審査結果(2次・3次の合計点) 145/200点	総合審査結果(2次・3次の合計点) 121/200点
	総合順位 第3位	総合順位 第4位	総合順位 第5位	総合順位 第1位	総合順位 第2位
記述評価の一部(主な特性等) ・周辺に組合が管理する最終処分場及び民間の産業廃棄物中間処理場(木質系廃材の破碎処理)が立地していることから、事業効率で優位な点を一部有するものの、廃棄物関連施設の偏在化に拍車がかかるものと考えられる。 ・里地里山への保全に関する影響が大きい。(全域が樹林地)	記述評価の一部(主な特性等) ・至近距離(約40m)に戸建住宅が立地する。 ・300m内に千葉ニュータウン地区の戸建住宅が立地する。 ・里地里山への保全に関する影響が大きい。(全域が樹林地)	記述評価の一部(主な特性等) ・100m内に特別養護老人ホームと大学が立地及び千葉ニュータウン地区の戸建住宅計画があることから、日常生活への影響が最も大きい。 ・里地里山の保全に関する影響が比較的大きい。(約70%が樹林地)	記述評価の一部(主な特性等) ・地元町内会である吉田区から同意書が提出されたことは特筆すべき優位点であり、また、候補地の応募に同意した全28人の土地所有者の内、21人が吉田区に現住していることも含め、本候補地を建設候補地として決定する場合、以後、円滑な事業推進が大きく期待出来るものと考えられる。	記述評価の一部(主な特性等) ・300m内に高層集合住宅が立地する。 ・住居系の用途地域(第2種住居地域)に位置する。 ・里地里山及び生物多様性への減点要素がない。(周辺も含め樹林地がない) ・液状化の注意喚起箇所(液状化がややしやすい)である。 ・千葉ニュータウンの中心地として、今後も都市機能の発展が予想される。	
②候補地の抽出	公募	公募	公募	公募	既に建替用地を保有していることから、候補地の1つとして位置付ける。
③候補地の公簿面積	約2.4ha(23,782㎡)	約2.4ha(24,451㎡)	約2.5ha(25,406㎡)	約2.6ha(26,125㎡)	約2.5ha(24,968㎡)
④候補地の地目	山林(約2.4ha)	山林(約2.3ha) 原野(約0.1ha)	山林(約1.7ha) 畑(約0.8ha)	山林(約0.9ha) 畑(約1.7ha)	宅地(約2.5ha)
⑤候補地の筆数	6筆	9筆	13筆	33筆	3筆
⑥候補地の土地所有者数	5名	10名	9名	28名	1法人(印西地区環境整備事業組合)
⑦都市計画法で規定する用途地域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	第2種住居区域

確認項目	岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地
⑧用地検討委員会が周辺住民意見交換会などにより把握した周辺住民の理解度・協力度の評価結果 ※意見交換会の対象は、候補地の敷地境界から概ね 300m内に位置する町内会等 ※下線付：候補地が属する地元町内会	理解度・協力度の個別評点 ・岩戸区 7.36/40点 ・造谷区 9.59/40点 ・柏木台 12.83/40点 ・大廻区 8.72/40点	理解度・協力度の個別評点 ・滝 7.42/40点 ・宗甫 5.76/40点 ・滝野自治会連合会 3.97/40点	理解度・協力度の個別評点 ・武西 6.16/40点 ・戸神 7.01/40点	理解度・協力度の個別評点 ・吉田区 38.49/40点 ・松崎3 10.55/40点 ・松崎区 7.63/40点	理解度・協力度の個別評点 ・小倉台アピック 21 6.71/40点 ・ナックス千葉NT中央 6.51/40点
	理解度・協力度の平均評点 (地元と周辺で6対4の重み付け) 9/40点	理解度・協力度の平均評点 (地元と周辺で6対4の重み付け) 6/40点	理解度・協力度の平均評点 (地元と周辺で6対4の重み付け) 7/40点	理解度・協力度の平均評点 (地元と周辺で6対4の重み付け) 27/40点	理解度・協力度の平均評点 (地元と周辺で6対4の重み付け) 7/40点
	理解度・協力度の順位 第2位	理解度・協力度の順位 第5位 ※滝野自治会連合会から反対趣旨の請願書が提出される。	理解度・協力度の順位 第3位	理解度・協力度の順位 第1位 ※地元町内会である吉田区から同意書が提出される。 ※地元町内会である吉田区から地域振興策の具体的な提案書が提出される。	理解度・協力度の順位 第3位 ※周辺住民から反対趣旨の請願書が提出される。 ※中央駅北地区自治会町内会連絡会会長有志から反対趣旨の要望書が提出される。 ※現在地は候補地が属する地元町内会がない。
⑨整備スケジュール延伸リスク ※(1)～(3)は、事業の実現性を脅かす要因	(1) 周辺住民との合意形成 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況を考慮すると、早期の合意形成は困難であると考えられる。	(1) 周辺住民との合意形成 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況及び反対趣旨の請願書の提出を勘案すると、早期の合意形成は極めて困難であると考えられる。	(1) 周辺住民との合意形成 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況を考慮すると、早期の合意形成は困難であると考えられる。	(1) 周辺住民との合意形成 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況及び地元町内会である吉田区から同意書及び地域振興策の具体的な提案書が提出されたことを勘案すると、早期の合意形成が期待出来ると考えられる。	(1) 周辺住民との合意形成 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況及び反対趣旨の請願書・要望書の提出を勘案すると、早期の合意形成は極めて困難であると考えられる。
	(2) アクセス道路整備 本候補地に隣接する幹線道路がないことから、アクセス道路の整備が必須(既存の幹線道路まで最短約200m)である。 よって、周辺住民との対話を重視しながら、複数ルートによる弾力的な検討を早期に着手することが求められる。 ※注記 ・現時点で買収地権者の同意を得ていない。 ・事業用地の分筆買収が想定され、買収残地も含めた境界確定が必須である。 ・本道路事業用地は環境影響評価の対象地となることから、当該評価手続き後の着工となる。	(2) アクセス道路整備 該当なし。	(2) アクセス道路整備 該当なし。	(2) アクセス道路整備 本候補地に隣接する幹線道路がないことから、アクセス道路の整備が必須(印西市の計画幹線道路である松崎吉田線まで最短約280m)である。 よって、周辺住民との対話を重視しながら、複数ルートによる弾力的な検討を早期に着手することが求められる。 ※注記 ・現時点で買収地権者の同意を得ていない。 ・事業用地の分筆買収が想定され、買収残地も含めた境界確定が必須である。 ・本道路事業用地は環境影響評価の対象地となることから、当該評価手続き後の着工となる。	(2) アクセス道路整備 該当なし。

確認項目	岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地
<p>⑨整備スケジュール延伸リスク</p> <p>※(1)～(3)は、事業の実現性を脅かす要因</p>	<p>(3) 地区外水路整備 防災調整池からの雨水排水の関係で、地区外水路整備が必要となる可能性を有する。</p> <p>(4) 用地買収 候補地を募集した際、土地所有者全員の同意を応募条件としたことから、基本的に買収交渉は円滑に進むものと見込まれるが、延伸リスクの要因として次の点が挙げられる。 ・交渉価格が未定である。(今後、不動産鑑定を行う) ・相続等における所有権移転の可能性がある。 ・代替地希望の可能性がある。</p> <p>(5) 猛禽類 周辺に生息しているオオタカ等の猛禽類に対する生態調査の実施を千葉県環境影響評価委員会から求められる可能性が高い。 その際、環境影響評価における現地調査期間が通常12ヶ月から18ヶ月に延伸される場合がある。 また、生態調査の結果、猛禽類の繁殖期に施工しないことなどの配慮を同委員会から求められる可能性がある。</p> <p>※過年度の現地調査等に基づく専門家の見解として、本候補地はサンバの行動圏内に入っていると思われるとのこと。</p>	<p>(3) 地区外水路整備 防災調整池からの雨水排水の関係で、地区外水路整備が必要となる可能性を有する。</p> <p>(4) 用地買収 候補地を募集した際、土地所有者全員の同意を応募条件としたことから、基本的に買収交渉は円滑に進むものと見込まれるが、延伸リスクの要因として次の点が挙げられる。 ・交渉価格が未定である。(今後、不動産鑑定を行う) ・相続等における所有権移転の可能性がある。 ・代替地希望の可能性がある。</p> <p>(5) 猛禽類 周辺に生息しているオオタカ等の猛禽類に対する生態調査の実施を千葉県環境影響評価委員会から求められる可能性が高い。 その際、環境影響評価における現地調査期間が通常12ヶ月から18ヶ月に延伸される場合がある。 また、生態調査の結果、猛禽類の繁殖期に施工しないことなどの配慮を同委員会から求められる可能性がある。</p> <p>※過年度の現地調査等に基づく専門家の見解として、本候補地はサンバとオオタカの高利用域であるとのこと。また、隣接地でクロウの営巣記録があるとのこと。</p>	<p>(3) 地区外水路整備 防災調整池からの雨水排水の関係で、地区外水路整備が必要となる可能性を有する。</p> <p>(4) 用地買収 候補地を募集した際、土地所有者全員の同意を応募条件としたことから、基本的に買収交渉は円滑に進むものと見込まれるが、延伸リスクの要因として次の点が挙げられる。 ・交渉価格が未定である。(今後、不動産鑑定を行う) ・相続等における所有権移転の可能性がある。 ・代替地希望の可能性がある。</p> <p>(5) 猛禽類 周辺に生息しているオオタカ等の猛禽類に対する生態調査の実施を千葉県環境影響評価委員会から求められる可能性が高い。 その際、環境影響評価における現地調査期間が通常12ヶ月から18ヶ月に延伸される場合がある。 また、生態調査の結果、猛禽類の繁殖期に施工しないことなどの配慮を同委員会から求められる可能性がある。</p> <p>※過年度の現地調査等に基づく専門家の見解として、本候補地はサンバとオオタカの高利用域であるとのこと。</p>	<p>(3) 地区外水路整備 防災調整池からの雨水排水の関係で、地区外水路整備が必要となる可能性を有する。</p> <p>(4) 用地買収 候補地を募集した際、土地所有者全員の同意を応募条件としたことから、基本的に買収交渉は円滑に進むものと見込まれるが、延伸リスクの要因として次の点が挙げられる。 ・交渉価格が未定である。(今後、不動産鑑定を行う) ・相続等における所有権移転の可能性がある。 ・代替地希望の可能性がある。</p> <p>(5) 猛禽類 周辺に生息しているオオタカ等の猛禽類に対する生態調査の実施を千葉県環境影響評価委員会から求められる可能性が高い。 その際、環境影響評価における現地調査期間が通常12ヶ月から18ヶ月に延伸される場合がある。 また、生態調査の結果、猛禽類の繁殖期に施工しないことなどの配慮を同委員会から求められる可能性がある。</p> <p>※過年度の現地調査等に基づく専門家の見解として、本候補地は、地形及び植生等から隣接地で猛禽類が営巣している可能性があるとのこと。</p>	<p>(3) 地区外水路整備 該当なし。</p> <p>(4) 用地買収 該当なし。</p> <p>(5) 猛禽類 該当なし。</p>
	<p>(6) 埋蔵文化財調査 該当なし。</p>	<p>(6) 埋蔵文化財調査 該当なし。</p>	<p>(6) 埋蔵文化財調査 本候補地内における埋蔵文化財包蔵地(候補地面積の約85%)の現況は大部分が森林であることから、埋蔵文化財調査を実施するにあたり大規模な樹木の伐採抜根が伴う。 よって、環境影響評価の手続き後に埋蔵文化財調査を実施すべきと考えられる。</p>	<p>(6) 埋蔵文化財調査 本候補地内における埋蔵文化財包蔵地(候補地面積の約65%)の現況は全域が畑であることから、埋蔵文化財調査を実施するにあたり樹木の伐採抜根が伴わない。 よって、環境影響評価の手続き前に埋蔵文化財調査を実施することが可能であると考えられる。</p>	<p>(6) 埋蔵文化財調査 該当なし。</p>

確認項目	岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地
⑩平成25年度に改定した印西地区ごみ処理基本計画との整合	<p>(1) 住民参加による施設整備及び運営 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況を考慮すると、早期に協力及び協働体制を構築することは困難であると考えられる。</p> <p>(2) 効率的な収集運搬 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.9 地球温暖化防止 -10/10点</p>	<p>(1) 住民参加による施設整備及び運営 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況及び反対趣旨の請願書の提出を勘案すると、早期に協力及び協働体制を構築することは極めて困難であると考えられる。</p> <p>(2) 効率的な収集運搬 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.9 地球温暖化防止 -9/10点</p>	<p>(1) 住民参加による施設整備及び運営 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況を考慮すると、早期に協力及び協働体制を構築することは困難であると考えられる。</p> <p>(2) 効率的な収集運搬 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.9 地球温暖化防止 -9/10点</p>	<p>(1) 住民参加による施設整備及び運営 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況及び地元町内会である吉田区から同意書及び地域振興策の具体的な提案書が提出されたことを勘案すると、早期に協力及び協働体制を構築することが可能であると考えられる。</p> <p>(2) 効率的な収集運搬 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.9 地球温暖化防止 -10/10点</p>	<p>(1) 住民参加による施設整備及び運営 現状における周辺住民の理解度・協力度の状況及び反対趣旨の請願書・要望書の提出を勘案すると、早期に協力及び協働体制を構築することは極めて困難であると考えられる。</p> <p>(2) 効率的な収集運搬 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.9 地球温暖化防止 -9/10点</p>
	<p>(3) 経済性を考慮した廃棄物処理システムの構築 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.15 概算事業費 29/30点</p> <p>用地検討委員会が算出した概算事業費 10,577百万円 ※現時点での概算事業費であり、今後の詳細設計に伴い増減する。</p>	<p>(3) 経済性を考慮した廃棄物処理システムの構築 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.15 概算事業費 29/30点</p> <p>用地検討委員会が算出した概算事業費 10,582百万円 ※現時点での概算事業費であり、今後の詳細設計に伴い増減する。</p>	<p>(3) 経済性を考慮した廃棄物処理システムの構築 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.15 概算事業費 29/30点</p> <p>用地検討委員会が算出した概算事業費 10,554百万円 ※現時点での概算事業費であり、今後の詳細設計に伴い増減する。</p>	<p>(3) 経済性を考慮した廃棄物処理システムの構築 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.15 概算事業費 29/30点</p> <p>用地検討委員会が算出した概算事業費 10,692百万円 ※現時点での概算事業費であり、今後の詳細設計に伴い増減する。</p>	<p>(3) 経済性を考慮した廃棄物処理システムの構築 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.15 概算事業費 30/30点</p> <p>用地検討委員会が算出した概算事業費 10,343百万円 ※現時点での概算事業費であり、今後の詳細設計に伴い増減する。</p>
	<p>(4) 地域特性に応じた熱供給、地域振興、雇用創出、環境教育、情報発信拠点、防災拠点の効果 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.16 地域活性化への寄与 17/30点</p>	<p>(4) 地域特性に応じた熱供給、地域振興、雇用創出、環境教育、情報発信拠点、防災拠点の効果 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.16 地域活性化への寄与 19/30点</p>	<p>(4) 地域特性に応じた熱供給、地域振興、雇用創出、環境教育、情報発信拠点、防災拠点の効果 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.16 地域活性化への寄与 19/30点</p>	<p>(4) 地域特性に応じた熱供給、地域振興、雇用創出、環境教育、情報発信拠点、防災拠点の効果 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.16 地域活性化への寄与 19/30点</p>	<p>(4) 地域特性に応じた熱供給、地域振興、雇用創出、環境教育、情報発信拠点、防災拠点の効果 用地検討委員会で本件に関係した小項目を掲げ比較評価した結果、各候補地で大差がない。</p> <p>小項目No.16 地域活性化への寄与 20/30点</p>

確認項目	岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地
⑪中長期的な事業展開	<p>(1) 将来的な施設更新を見据えた長期的な地域づくりにおける優位性 現状における周辺住民の理解度・協力度及び廃棄物関連施設の偏在化が懸念されることなどを総合的に勘案すると、次期中間処理施設と共に育む長期的な地域づくりについて、特段の優位性は認められないと考えられる。</p> <p>(2) 将来的な廃棄物関係法改正及び新法制定等に伴う事業用地拡張における優位性 隣接地の大部分が樹林地及び谷津田で構成されていることから、事業用地の拡張にあたり、今後、増々地域資産としての価値が高まると考えられる里地里山への影響が大きく、事業用地拡張における特段の優位性は認められないと考えられる。</p>	<p>(1) 将来的な施設更新を見据えた長期的な地域づくりにおける優位性 現状における周辺住民の理解度・協力度、至近距離(約40m)に戸建住宅が立地すること及び300m内に千葉ニュータウン地区の戸建住宅が立地することなどを総合的に勘案すると、次期中間処理施設と共に育む長期的な地域づくりについて、特段の優位性は認められないと考えられる。</p> <p>(2) 将来的な廃棄物関係法改正及び新法制定等に伴う事業用地拡張における優位性 隣接地の大部分が樹林地及び谷津田で構成されていることから、事業用地の拡張にあたり、今後、増々地域資産としての価値が高まると考えられる里地里山への影響が大きく、事業用地拡張における特段の優位性は認められないと考えられる。</p>	<p>(1) 将来的な施設更新を見据えた長期的な地域づくりにおける優位性 現状における周辺住民の理解度・協力度及び100m内に千葉ニュータウン地区の戸建住宅計画があることなどを総合的に勘案すると、次期中間処理施設と共に育む長期的な地域づくりについて、特段の優位性は認められないと考えられる。</p> <p>(2) 将来的な廃棄物関係法改正及び新法制定等に伴う事業用地拡張における優位性 隣接地の大部分が樹林地及び谷津田で構成されていることから、事業用地の拡張にあたり、今後、増々地域資産としての価値が高まると考えられる里地里山への影響が大きく、事業用地拡張における特段の優位性は認められないと考えられる。</p>	<p>(1) 将来的な施設更新を見据えた長期的な地域づくりにおける優位性 現状における周辺住民の理解度・協力度や、地元町内会である吉田区から同意書及び地域振興策の具体的な提案書が提出されたことなどを総合的に勘案すると、次期中間処理施設と共に育む長期的な地域づくりについて、特段の優位性が認められると考えられる。</p> <p>(2) 将来的な廃棄物関係法改正及び新法制定等に伴う事業用地拡張における優位性 隣接地の西側及び北側は樹林地及び谷津田で構成されているものの、東側及び南側にかけて広大な畑が広がっていることから、事業用地の拡張にあたり、今後、増々地域資産としての価値が高まると考えられる里地里山への影響が比較的小さく、事業用地拡張における優位性が認められると考えられる。</p>	<p>(1) 将来的な施設更新を見据えた長期的な地域づくりにおける優位性 現状における周辺住民の理解度・協力度、300m内に高層集合住宅が立地すること及び千葉ニュータウンの中心地として、今後も自立した形で都市機能の発展が予想されることなどを総合的に勘案すると、次期中間処理施設と共に育む長期的な地域づくりについて、特段の優位性は認められないと考えられる。</p> <p>(2) 将来的な廃棄物関係法改正及び新法制定等に伴う事業用地拡張における優位性 隣接地は国道464号線を含む道路用地、温水センター用地及び印西市収集センター跡地で構成され、事業用地拡張における物理的な自由度が極めて少ないことと合わせ、千葉ニュータウンの中心地であることから土地取得価格が高額となることから土地取得価格が高額となること特段の優位性は認められないと考えられる。</p>
⑫総合評価	<p>次の各点を総合的に勘案し、【吉田地区】を次期中間処理施設の建設候補地として選定する。</p> <p>(1) 次期中間処理施設整備事業に関する用地選定について意見を述べることを担当事務とする用地検討委員会では、最終的に抽出された全5箇所の候補地について多面的な比較評価を行った。 【吉田地区】は用地条件を確認する1次審査を経た後、「施設の建設・運営に適さない用地を評価する視点」における2次審査の評点が70/100点(第1位)、「より良い施設となり得る用地を評価する視点」における3次審査の評点が75/100点(第1位)、2次審査と3次審査の評点を合算した総合評点は145/200点(第1位)であり、2位以下の候補地と総合評点において24点以上の差があることから、相対的に建設地として大きな優位性及び可能性を有していると考えられる。</p> <p>(2) 次期中間処理施設整備事業を進めるうえで最大の課題となる周辺住民との合意形成に関し、【吉田地区】の地元町内会である吉田区から「事業誘致に関する同意書」が提出されたことは、用地検討委員会における記述評価にも記載されているとおり特筆すべき優位点であり、今後、円滑な事業推進が大きく期待出来ると考えられる。</p> <p>(3) 【吉田地区】の地元町内会である吉田区から「事業誘致に関する同意書」及び「地域振興策の具体的な提案書」が提出されたことなどを総合的に勘案すると、次期中間処理施設と共に育む長期的な地域づくりについて、特段の優位性が認められると考えられる。</p> <p>(4) 【吉田地区】は市街化調整区域に位置するが、候補地面積の約65%が畑であること及び候補地面積以上の広大な畑が隣接していることから、将来的な事業用地拡張の可能性を含め、今後、増々地域資産としての価値が高まると考えられる里地里山への影響が比較的小さいと考えられる。(里地里山を構成する要素のうち、最も重要であると考えられる森林の伐採面積が比較的小さい)</p>				

印西地区ごみ処理基本計画

(抜粋)



平成26年3月

印西市 白井市 栄町

印西地区環境整備事業組合

6. ごみ減量・資源化の施策

(3) 中間処理計画

1) 既存施設における安定処理の確保と環境保全

①焼却処理施設

衛生的な生活環境の保全と公衆衛生の向上には、施設の安全・安定処理が不可欠であり、施設の延命化対策を含めて、各機器の予防保全としての定期点検と維持補修を計画的に実施していきます。

また、周辺環境に配慮して、安定した施設運転を継続していきます。さらには、省エネルギーと地球温暖化対策としての熱エネルギーの有効活用について、調査研究を継続していきます。

②粗大ごみ処理施設

安全・安定処理の確保及び施設の延命化対策として、各機器の定期点検と維持補修を計画的に実施していきます。

また、施設の安全性向上を目指し、施設改良、分別基準の見直し及び住民へ啓発を徹底していきます。

2) 次期中間処理施設整備事業の推進

①基本方針

「第三次循環型社会形成推進基本計画」(循環型社会形成推進基本法 15 条の 7 平成 25 年 5 月閣議決定) の基本理念及び「廃棄物処理施設整備計画」(廃掃法 5 条の 3 平成 25 年 5 月閣議決定) の「2. 廃棄物処理施設整備の重点的、効果的かつ効率的な実施」に基づき、粗大ごみ処理施設を含む次期中間処理施設の基本方針を以下に示します。

(1) 市町の一般廃棄物処理システムを通じた 3R 推進

【国の基本方針】

- ① 分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用
- ② 資源の有効利用、温暖化効果ガスの排出抑制等の環境負荷低減
- ③ 廃棄物の地域特性及び技術進歩の考慮
- ④ 地域振興、雇用創出、環境教育等の効果について考慮

【本計画における基本方針案】

廃棄物を最大限循環活用できる施設とし、加えて地域特性と最新技術を導入した環境負荷の低減及び環境学習、福祉等の向上にも効果がある施設を整備します。

6. ごみ減量・資源化の施策

(2) 地域住民等の理解と協力の確保

【国の基本方針】

- ① 住民や事業者に対して、施設の安全性、生活環境の保全、公衆衛生の向上、資源の有効活用、温暖化効果ガスの排出抑制等環境負荷低減、地域振興、雇用創出、環境教育に関する情報を明確に説明し、理解と協力を得られるよう努める。

【本計画における基本方針案】

情報発信拠点の役割を兼ねる施設とし、環境に関する情報の他、地域住民や事業者の理解と協力を得られる情報を提供する施設を整備します。また、整備に当たっては、住民参加を重視して行います。

(3) 長期的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

【国の基本方針】

- ① 広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化を進めるべき。
- ② 既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- ③ PFI等の手法により、施設設計段階から民間活力を活用し、社会経済的に効率的な事業となるように努める。

【本計画における基本方針案】

30年間の安全稼働・安定処理を見据え、最適な施設整備と維持管理方法を調査研究していきます。また、経済性を考慮した廃棄物処理システムを構築します。

6. ごみ減量・資源化の施策

(4) 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取り組みにも配慮した廃棄物処理施設の整備

【国の基本方針】

- ① 廃棄物処理施設の省エネルギー・創エネルギー化を進める。
- ② 地域の廃棄物処理システム全体で温暖化効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図っていくことが重要。
- ③ 地域特性を踏まえて回収エネルギーを熱供給により地域に還元する。
- ④ 温暖化効果ガスの排出抑制に努める。

【本計画における基本方針案】

ごみの持つエネルギーを最大限有効に活用できる施設とし、高効率な発電や地域特性に応じた熱供給などによる地域還元に取り組みます。

(5) 災害対策の強化

【国の基本方針】

- ① 大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設の能力を維持し、代替性及び多重性を確保しておくことが重要。
- ② 地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。
- ③ 大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割が期待できる。
- ④ 震災等により発生した災害廃棄物を保管するためのストックヤード整備を推進する。

【本計画における基本方針案】

大規模災害時にも稼働を確保し、その役割を継続できる強固な施設とします。また、災害廃棄物の処理を考慮した一定程度の余裕をもった能力、ストックヤードの整備などによる防災拠点化を目指します。

6. ごみ減量・資源化の施策

(6) 廃棄物処理施設整備にかかる工事の入札及び契約の適正化

【国の基本方針】

- ① 入札・契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を目的として総合評価落札方式の導入を推進する。
- ② 温暖化効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努める。

【本計画における基本方針案】

入札・契約に際し、総合評価方式を導入し、透明性の確保・競争性の向上に努めます。

②施設整備における重要な事項

・公害防止に関わること

現印西クリーンセンターにおける公害防止基準以上に対応できる設備を備えたものとし、施設整備時の直近の先進設備事例を十分に参考とした環境影響抑制効果のあるものとします。

・施設の性能及び役割に関わること

- ① 環境負荷の低減等廃棄物の適正処理の確保はもちろん、その循環利用を十分に行える施設とするため地域特性と近隣市等の処理実績を踏まえ、最新技術を導入した施設整備とします。
- ② 安全操業と安定稼働が確保される強靱な一般廃棄物処理システムの構築を旨とし、大規模災害時も処理が継続される施設とすると同時に、地区の防災拠点としても機能しうる施設とします。
- ③ 廃棄物処理だけでなく広く環境に係る情報発信拠点の機能及び環境教育にも効果がある施設とします。

・事業方式に関わること

建設から運営までを含めて民間事業者へ委託する事業方式（PFI、DBO、包括的運営管理委託など）の採用を積極的に検討し、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用した効率的かつ経済的な公共サービスの提供を目指します。

・住民参加に関わること

地域住民にとっての廃棄物処理施設となるよう、透明性・公平性を確保し、環境汚染への懸念を払拭し、事業主体への信頼を得られるよう、施設整備から運営のすべての段階において住民参加の機会を設け、住民とともに計画・管理していきます。

6. ごみ減量・資源化の施策

③整備する施設規模の見込み

・新・焼却処理施設

減量目標達成時（平成40年度）における下記焼却対象ごみ量を安全かつ完全に処理できる施設規模とします。ただし、直近の実績処理量を基に最終調整します。

減量目標達成時（平成40年度）の焼却処理量	37,893.96 t
災害ごみ・その他	4,000.00 t
（合計）	41,893.96 t

・新・粗大ごみ処理施設

減量目標達成時（平成40年度）における下記処理対象ごみ量を安全かつ完全に処理できる施設規模とします。ただし、直近の実績処理量を基に最終調整します。

減量目標達成時（平成40年度）の破碎・選別処理量	3,389.07 t
--------------------------	------------

6. ごみ減量・資源化の施策

(4) 最終処分計画

① 安定的・効率的な運営

現在の最終処分場を今後も安定的・効率的に運営します。

② 周辺環境への配慮

今後も処分場周辺環境に十分配慮し、より一層の安全対策に努めていきます。

③ 処分場の延命化・長期利用

処分場の延命化を図る施策展開を行っていくため、埋立期間について、周辺住民の理解と協力を求めています。また、最終処分場の残容量を考慮して、焼却残渣の資源化の導入について、当面、飛灰のみの資源化を目指すこととし、焼却残渣の資源化については次期施設整備時にあわせて検討するものとします。

(5) その他計画（循環型ごみ処理システムの構築）

① プラスチック製容器包装類のサーマルリサイクルの検討

次期中間処理施設の整備に当たっては、ごみを貴重なエネルギー源として捉え、プラスチック製容器包装類のサーマルリサイクルを含めた検討を行います。

② 災害時の廃棄物の処理体制

災害時の廃棄物の処理については、各市町で地域防災計画及び震災廃棄物処理計画により定めています。

③ 処理困難物への対応

医療系廃棄物等の処理困難物について、最適な処理方法を再確認したうえで、印西地区として資源循環も考慮した適正な処理ルートを確保し、住民への十分な理解と協力が得られるよう、わかりやすい処理の方法・出し方について説明していきます。



印環第368号
平成27年5月20日

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業
施設整備基本計画検討委員会委員長 様

印西地区環境整備事業組合
管理者 板倉 正 直



諮問書

次期中間処理施設整備事業に関する施設整備基本計画について、下記の事項を諮問いたします。

記

1. 諮問事項

- (1) 次期中間処理施設の基本的事項の検討（施設規模の検証含む）に関すること。
- (2) 次期中間処理施設の整備基本計画の検討に関すること。
- (3) 次期中間処理施設の事業方式の検討に関すること。
- (4) 次期中間処理施設の整備スケジュールの検討に関すること。
- (5) その他、施設整備基本計画において必要と認められる事項に関すること。

2. 諮問の趣旨

次期中間処理施設用地検討委員会による最終答申書の結果を踏まえ、当組合の管理者・副管理者により、応募のあった候補地の現地踏査及び建設候補地の選定会議を重ねた結果、平成26年11月28日に印西市内の「吉田地区」を次期中間処理施設の建設候補地として選定いたしました。

選定後については、建設候補地の地元町内会である「吉田区」を対象に、住民説明会や先進地視察を実施し、清掃工場に対する理解をさらに深めていただきました。

その結果、「吉田区」と「当組合」は本事業を推進するにあたり、双方の役割や今後の協議の進め方など、基本的な事項について確認・合意に至り、平成27年3月3日に「次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定書」の締結に至りました。

今後、基本協定書に基づき、住民参加型の取り組みにより、吉田地区周辺地域の豊かな自然や生活環境の保全を最優先し、全国に誇れる施設を整備するべく、次期中間処理施設の基本的事項（施設規模の検証含む）、整備基本計画、事業方式、整備スケジュールの検討をしていくため、印西地区環境整備事業組合附属機関条例（平成25年条例第1号）により、貴検討委員会を設置させていただきました。



つきましては、全5項目からなる上記の諮問事項について、貴検討委員会のご意見を頂戴したく、お諮りするものです。

3. 答申の時期

(1) 上記の諮問事項のうち、(1)及び(4)については、平成28年3月を目途に答申をお願いいたします。

(2) 上記の諮問事項のうち、(5)については、必要に応じて答申をお願いいたします。





印環第369号
平成27年5月20日

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会委員長 様

印西地区環境整備事業組合
管理者 板倉 正



諮問書

次期中間処理施設整備事業に関する地域振興策について、下記の事項を諮問いたします。

記

1. 諮問事項

- (1) 地域振興策の抽出に関する事。
- (2) 抽出された地域振興策の基本構想の検討及び評価に関する事。
- (3) その他、地域振興策において必要と認められる事項に関する事。

2. 諮問の趣旨

次期中間処理施設用地検討委員会による最終答申書の結果を踏まえ、当組合の管理者・副管理者により、応募のあった候補地の現地踏査及び建設候補地の選定会議を重ねた結果、平成26年11月28日に印西市内の「吉田地区」を次期中間処理施設の建設候補地として選定いたしました。

選定後については、建設候補地の地元町内会である「吉田区」を対象に、住民説明会や先進地視察を実施し、清掃工場に対する理解をさらに深めていただきました。

その結果、「吉田区」と「当組合」は本事業を推進するにあたり、双方の役割や今後の協議の進め方など、基本的な事項について確認・合意に至り、平成27年3月3日に「次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定書」の締結に至りました。

今後、基本協定書に基づき、住民参加型の取り組みにより、吉田地区周辺地域の将来を見据えた地域振興策を考察するため、印西地区環境整備事業組合附属機関条例（平成25年条例第1号）により、貴検討委員会を設置させていただきました。

つきましては、全3項目からなる上記の諮問事項について、貴検討委員会のご意見を頂戴したく、お諮りするものです。



3. 地域振興策の定義

吉田地区周辺地域における地域特性及び潜在的需要に応じた排熱利用策、生活利便性向上策、雇用創出策及び集客策等の地域活性化へ寄与する策の各案。

4. 答申の時期

(1) 上記の諮問事項のうち、(1)及び(2)については、平成28年3月を目途に答申をお願いいたします。

(2) 上記の諮問事項のうち、(3)については、必要に応じて答申をお願いいたします。

印西地区環境整備事業組合附属機関条例

(平成25年2月7日)
(条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 管理者に、別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、管理者が委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が、委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁

償等に関する条例の一部改正)

- 2 印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和55年3月12日条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成27年2月5日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）
- 2 印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和55年3月12日条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

次期中間処理施設整備事業 用地検討委員会 学識経験委員	日額 25,000 円
次期中間処理施設整備事業 用地検討委員会 委員	日額 7,500 円

」を

「

次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会学識経験委員	日額 25,000 円
次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会委員	日額 7,500 円
次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会学識経験委員	日額 25,000 円
次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会委員	日額 7,500 円

」に改める。

別表（第2条）

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
管理者	印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定に基づき策定する一般廃棄物処理計画（し尿を除く。）について管理者の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること。	委員長 副委員長 委員	(1)学識経験を有する者 (2)公募による関係市町の住民 (3)管理者が必要と認める者	17人 以内	担任する事務が終了するまで
	印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会	次期中間処理施設整備事業の施設整備基本計画について管理者の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること。	委員長 副委員長 委員	(1)学識経験を有する者 (2)公募による関係市町の住民 (3)管理者が必要と認める者	9人 以内	担任する事務が終了するまで
	印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会	次期中間処理施設整備事業の地域振興策について管理者の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること。	委員長 副委員長 委員	(1)学識経験を有する者 (2)公募による関係市町の住民 (3)管理者が必要と認める者	9人 以内	担任する事務が終了するまで

- 備考 1 関係市町の住民とは、関係市町内に住所を有し、又は関係市町内に勤務先の有る者若しくは通学先の有る者をいう。
- 2 関係市町とは、印西市、白井市及び柴町をいう。

印西地区環境整備事業組合附属機関条例施行規則

(平成25年2月7日)
(規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、印西地区環境整備事業組合附属機関条例（平成25年条例第1号。）第5条の規定により、管理者の附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議及び議事)

第2条 附属機関の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第3条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 附属機関の庶務を処理する機関は、別表のとおりとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、当該附属機関の委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月25日規則第1号）

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条）

附 属 機 関	庶 務 担 当 機 関
印西地区環境整備事業組合 印西地区ごみ処理基本計画 検討委員会	印西クリーンセンター
印西地区環境整備事業組合 次期中間処理施設整備事業 施設整備基本計画検討委員会	印西クリーンセンター
印西地区環境整備事業組合 次期中間処理施設整備事業 地域振興策検討委員会	印西クリーンセンター

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会

組織細則

第1項 目的

この組織細則は、検討委員会の組織に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2項 用語の定義

この組織細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 関係市町 印西市、白井市及び栄町
- (2) 附属機関条例 印西地区環境整備事業組合附属機関条例
- (3) 検討委員会 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会
- (4) 地域振興策 次期中間処理施設の建設候補地周辺における地域特性及び潜在的な需要等に応じた排熱利用策、生活利便性向上策、雇用創出策及び集客策等の地域活性化へ寄与する策の各案

第3項 担任する事務の主要項目

附属機関条例第2条別表で規定する「担任する事務」の主要項目は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 地域振興策の抽出
- (2) 抽出された地域振興策の基本構想を検討及び評価

第4項 委員構成の詳細

附属機関条例第2条別表で規定する「委員の構成」の詳細は、次表のとおりとする。

なお、次表中「公募による関係市町の住民」の定数は、関係市町毎における応募者の多少に関わらず、これを変更しない。

委員構成	委員構成の詳細		定数
学識経験を有する者	検討委員会の担任する事務に関係する学識経験を有する者		3人以内
公募による関係市町の住民	応募者から提出のあった小論文等により選考した住民	印西市	1人
		白井市	1人
		栄町	1人
管理者が必要と認める者	建設候補地の周辺住民		3人以内
合計			9人以内

第5項 任期

附属機関条例第2条別表で規定する任期は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1カ年を予定する。

第6項 委任

この組織細則に定めるもののほか、検討委員会の組織に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この組織細則は、平成27年2月12日から適用する。

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会

運営細則（案）

第1項 目的

この運営細則は、検討委員会の運営に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2項 用語の定義

この運営細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 附属機関条例 印西地区環境整備事業組合附属機関条例
- (2) 検討委員会 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会
- (3) 会議 検討委員会の会議
- (4) 委員長 検討委員会の委員長
- (5) 委員 検討委員会の委員

第3項 会議等開催予定回数

附属機関条例第2条別表及び検討委員会組織細則第5項で規定する任期中における会議等の開催予定回数は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議 10回
- (2) 先進地の視察 1回
- (3) 建設候補地の周辺住民意見交換会 2回（出席委員は委員長と副委員長のみ）
- (4) 検討結果説明会 1回（出席委員は委員長と副委員長のみ）
- (5) 答申書授受式 1回（出席委員は委員長のみ）

第4項 会議開催日程等

会議の開催日程等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議は、必要に応じて開催する。
- (2) 会議の開催日は、第4日曜日を予定する。
- (3) 会議の開催時間は、13時から16時の3時間程度を予定する。
ただし、建設候補地の現地調査を実施する予定の第2回会議の開催時間は、9時から16時の6時間程度を予定する。（昼休憩1時間）
- (4) 会議の開催場所は、印西地区環境整備事業組合の会議室とする。

第5項 会議の非公開

個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れが認められる場合は、会議で決するところにより、会議の全部又は一部を非公開とする。

第6項 会議録の公表

会議の概要を記載した会議録を作成し、検討委員会において確認した後、これを公表する。

ただし、第5項で規定する非公開会議の会議録は、これを公表しない。

第7項 氏名の公表

会議録及び委員名簿等に委員の氏名を記載し、これを公表する。

第8項 守秘義務

委員は、調査審議の過程で知り得た事実及び情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れのあるものを他人に漏らしてはならない。

第9項 専門部会

検討委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門部会を設置することができる。

なお、当該専門部会の目的、組織、運営及び選任委員は、会議で決するところにより定める。

第10項 傍聴

会議の傍聴に関し必要な事項は、検討委員会会議傍聴遵守事項として別に定める。

第11項 委任

この運営細則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会議で決するところにより定める。

附 則

この運営細則は、平成27年2月12日から委員長が選任されるまでの間に適用する。

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会

専門部会要綱（案）

第1項 趣旨

この要綱は、検討委員会運営細則第9項の規定に基づき設置する専門部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2項 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 検討委員会 | 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会 |
| (2) 委員長 | 検討委員会の委員長 |
| (3) 会議 | 専門部会の会議 |
| (4) 委員 | 専門部会の委員 |

第3項 設置

検討委員会に、別表に掲げる専門部会を置き、当該専門部会において担任する事務、委員の構成及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

第4項 会長及び副会長

会長及び副会長の選任等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- (2) 会長は、専門部会の事務を総理し、専門部会を代表する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5項 会議の開催及び議事

会議の開催及び議事は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議は、委員長が招集し、会長が会議の議長となる。
- (2) 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- (3) 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6項 参考意見等の聴取

専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第7項 庶務

専門部会の庶務を処理する機関は、印西クリーンセンターとする。

第8項 会議開催日程等

会議の開催日程等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議は、必要に応じて開催する。
- (2) 会議の開催場所は、印西地区環境整備事業組合の会議室とする。

第9項 会議の非公開

個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れが認められる場合は、会議で決するところにより、会議の全部又は一部を非公開とする。

第10項 会議録の公表

会議の概要を記載した会議録を作成し、専門部会において確認した後、これを公表する。ただし、第9項で規定する非公開会議の会議録は、これを公表しない。

第11項 氏名の公表

会議録に委員の氏名を記載し、これを公表する。

第12項 守秘義務

委員は、調査審議の過程で知り得た事実及び情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れのあるものを他人に漏らしてはならない。

第13項 傍聴

会議の傍聴に関し必要な事項は、検討委員会会議傍聴遵守事項を準用する。

なお、当該遵守事項の適用においては、「検討委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「会長」とする。

第14項 委任

この要綱に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、「検討委員会の会議」で決するところにより定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月12日から委員長が選任されるまでの間に適用する。

別表（第3項）

専門部会	担任する事務	委員の構成	任期
<p>専門部会を設置する都 度、本欄を記入する。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会

会議傍聴遵守事項（案）

第1項 目的

この遵守事項は、会議の傍聴に関し、運営細則第10項の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とします。

第2項 用語の定義

この遵守事項における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりです。

- (1) 検討委員会 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会
- (2) 会議 検討委員会の会議
- (3) 委員長 検討委員会の委員長
- (4) 運営細則 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会運営細則

第3項 会議の非公開

運営細則第5項の規定に基づき、会議で決するところにより、会議の全部又は一部を公開しない場合があるものとします。

第4項 傍聴人名簿及び傍聴券の交付

会議を傍聴しようとする人は、受付で傍聴人名簿に住所及び氏名を記載し、傍聴券の交付を受けて、指定の席に着かなければならないものとします。

第5項 傍聴人の受付

傍聴人の受付は、会議の開会時刻の30分前から先着順に行うものとします。

第6項 傍聴人の交代

傍聴人の交代は、認めないものとします。

第7項 傍聴券の返還

傍聴券の交付を受けた人が傍聴を終え退場しようとするときは、これを印西地区環境整備事業組合の職員に返還しなければならないものとします。

第8項 傍聴人の制限

傍聴人の数は、傍聴席の都合により制限することができるものとします。

第9項 議場への入場禁止

傍聴人は、議場に入ることができないものとします。

第10項 傍聴席に入ることのできない人

次に掲げる事項のいずれかに該当する人は、傍聴席に入ることができないものとします。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している人
- (2) 酒気を帯びていると認められる人
- (3) その他議場の秩序を乱すおそれのある人

第11項 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならないものとします。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、又はえり巻の類を着用しないこと。
ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) 飲食、私語又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしないこと。
ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

第12項 注意又は退場

傍聴人がこの遵守事項に違反し、委員長が口答により注意又は退場命令した場合、当該違反者は、これに従わなければならないものとします。

第13項 委任

この遵守事項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定めます。

附 則

この遵守事項は、平成27年2月12日から委員長が選任されるまでの間に適用する。

平成27年度 両検討委員会運営予定スケジュール

■地域振興策検討委員会

※第4日曜日を基本とする。13:00～16:00 第1回は、5月24日(日) 13:00

項目		平成27年度															
		4月	5月 (24)	6月 (28)	7月 (26)	8月 (30)	9月 (27)	10月 (25)	11月 (29)	12月 (20)	1月 (24)	2月	3月 (27)				
委員会運営	①委員委嘱			●													
	②会議開催 (10回)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	③建設候補地の現地調査 (1回) ※第2回会議と同日				●												
	④先進地の視察 (1回)					●											
	⑤建設候補地周辺住民意見交換会 (2回)								●注1							●注2	
	⑥パブリックコメントの募集 (1回)												●注2	●注2	●注2	●注2	●注2
	⑦検討結果説明会 (1回)																●注3
	⑧答申書授受式																●注4

※網掛けは、施設整備基本計画検討委員会との合同開催
 ※注1、注2、注3の出席委員は、委員長と副委員長のみ
 ※注4の出席委員は、委員長のみ

■施設整備基本計画検討委員会

※第3日曜日を基本とする。13:00～16:00 第1回は、5月24日(日) 13:00

項目		平成27年度															
		4月	5月 (24)	6月 (21)	7月 (12)	8月 (23)	9月 (13)	10月 (18)	11月 (15)	12月 (13)	1月 (17)	2月	3月 (13)				
委員会運営	①委員委嘱			●													
	②会議開催 (10回)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	③建設候補地の現地調査 (1回) ※第2回会議と同日				●												
	④先進地の視察 (1回)					●											
	⑤建設候補地周辺住民意見交換会 (2回)								●注1							●注2	
	⑥パブリックコメントの募集 (1回)												●注2	●注2	●注2	●注2	●注2
	⑦検討結果説明会 (1回)																●注3
	⑧答申書授受式																●注4

※網掛けは、地域振興策検討委員会との合同開催
 ※注1、注2、注3の出席委員は、委員長と副委員長のみ
 ※注4の出席委員は、委員長のみ

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会

会議の運営（案）

1. 会議録の作成方法について

会議録は、記録の正確性を勘案し、全文の会議録とする。
なお、合わせてA4サイズ用紙1枚程度の概要版も作成する。

2. 会議録の署名委員について

会議録の署名委員は、委員長及び委員長が会議開催の都度指名する2人を加えた計3人とする。

3. 会議録の公表方法について

会議録の公表方法は、組合のホームページに掲載することにより行う。

4. 委員名簿の記載情報について

委員名簿の記載情報は、開かれた検討委員会としてのPR及び透明性の確保を勘案し、氏名のほか、大字までの居住地、性別、生年及び集合写真とする。

5. 委員名簿の公表方法について

委員名簿の公表方法は、組合のホームページに掲載することにより行う。

6. 委員意見等の提出について

会議時間を有効に活用するため、事前に送付する会議資料に対する意見、提案及び質問等は、会議開催日の3日前までに事務局へ「書面により提出」することを原則とする。
なお、事務局に提出のあった書面は、会議前に全委員に送付する。